

社会福祉法人南富良野大乘会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南富良野大乘会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員等は、無報酬とする。

(理事会及び評議員会等の出席費用弁償費等)

第4条 理事及び監事が理事会並びに評議員会等に出席したときは、社会福祉法人南富良野大乘会旅費規程に基づき、次により実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の実費弁償費等は、これを支払わないものとする。

区 分	費 用 弁 償 (日額)
理 事 会 出 席 等	5, 0 0 0 円

2 評議員が評議員会に出席したときは、社会福祉法人南富良野大乘会旅費規程に基づき、次により実費弁償費を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

区 分	費 用 弁 償 (日額)
評 議 員 会 出 席 等	5, 0 0 0 円

3 交通費は、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務費用弁償費等)

第5条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、第4条により実費弁償費等を支払うことができる。

2 業務執行理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、第4条により実費弁償費を支払うことができる。ただし、業務執行理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

- 3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、又は、評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、第4条により実費弁償費を支払うことができる。
- 4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、第4条により実費弁償費を支払うことができる。
- 5 交通費は、実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、法人旅費規程に基づき旅費等を支給することができる。

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、事前に概算額を支払い、出張終了後に精算するものとする。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年10月 1日より適用する。